

(監査事務局第一課 監査結果に関する措置状況の公表 (財政的援助団体等監査))

監査委員公表第642号

平成31年3月29日付け監査第599号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月12日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 三 浦 正 臣
大分県監査委員 小 嶋 秀 行

1 指摘事項についての措置状況

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
大分航空ターミナル株式会社 (企画振興部交通政策課)	平成30年11月7日	<p>指摘事項</p> <p>内部統制の不備が原因と考えられる不祥事案(収納金の管理)の発生が見られるため、再発防止策の実施状況を確認するとともに、指導監督の強化を図られたい。</p> <p>措置状況</p> <p>大分航空ターミナル株式会社の直営売店において、現場におけるチェック体制の不十分、レジの売上の取消処理についてのマニュアルの未整備、会計監査内容の不十分、社員の法令遵守認識の不足、社員の相談窓口が機能していなかったことが原因で、同社レジ担当社員による売上金着服事案が発生した。</p> <p>なお、着服金については、平成30年11月1日に全額返還されている。</p> <p>同社に対し、再発防止の対策を求め、次のような対策を実施している。</p> <p>チェック体制とマニュアルの整備の観点からは、責任者の明確化と現金管理とレジ処理に関するマニュアルを整備した。会計監査の強化の観点からは、責任者によるチェック及び現金取扱マニュアルの遵守について、年4回不定期に実施することとしている。</p>

		<p>法令遵守認識の徹底の観点からは、全社員を対象としたコンプライアンス研修を平成30年12月に実施し、全社員からコンプライアンス誓約書が提出された。</p> <p>なお、コンプライアンス研修は今後も毎年継続して実施することとしている。</p> <p>社員の相談体制の充実の観点からは、総務部長が必要な職員に面談を実施するとともに、平成31年4月からは、従来からの総務部長による相談窓口に加え、女性管理職による女性専用相談窓口を設置している。</p> <p>また、県の指導監督の強化の観点から、随時、役員や幹部社員に再発防止策の徹底を働きかけることとした。</p>
<p>臼杵市観光情報協会 (企画振興部おおい創生推進課)</p>	<p>平成30年9月11日</p>	<p>指摘事項</p> <p>大分県地域活力づくり地域創生事業費補助金及び大分県地域活力づくりチャレンジ支援事業費補助金について、補助条件として補助金交付要綱に規定する「補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書」が提出されておらず、補助金の返還が完了していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>振興局は、補助事業者に対して、地域活力づくり総合補助金に係る取扱を記載した『「地域活力づくり総合補助金」を受ける事業者の皆様へ』により、消費税等仕入控除税額の報告も含め、補助事業を行う際の注意事項等を説明し、その内容を理解した旨の代表者の署名、捺印をもらっていた。</p> <p>しかし、補助事業者の失念により、確定申告後に消費税等仕入控除税額確定報告書を提出しなかったことから、振興局では、課税事業者ではないと判断し確認をしていなかった。</p> <p>今回指摘された補助金については、平成31年2月21日に返還されたことを確認した。</p> <p>振興局に対して、補助金交付申請時に、課税事業者か否かを確認し、一覧表にしたうえで、消費税等の確定申告時期に合わせ、対象補助事業者に必ず消費税等仕入控除税額確定</p>

		報告書の提出を求め、毎年度開催する担当者研修会等において徹底することとした。
大分県商工会連合会 (商工観光労働部 商工観光労働企画課)	平成30年10月16日から 平成30年10月18日まで	<p>指摘事項</p> <p>小規模事業経営支援事業費補助金について、補助対象職員の設置費は「交付基準額の範囲内で交付する。」と定められているにもかかわらず、県がこれを超えて補助金を交付している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>適正な手続きにより予算措置を行い配分したが、運用を改正しないまま、交付基準額を超えて交付した。具体的には、交付基準額364,961,400円に対し、366,683,359円交付し1,721,959円が過大に交付されたもの</p> <p>今回の予算措置は、台風18号の被災事業者支援として、予定になかった支援業務や現地調査等を行ったことから、突発的に生じた大幅な経費増を補填することを目的としていた。</p> <p>しかし、年度末まで被災事業者支援対応が続く中、最終執行見込額の調整に時間を要し、交付基準額を超えて交付するための運用の改正まで手が回らず、改正することなく交付基準額を超えて交付してしまったことによる。</p> <p>今回の対応及び再発防止として、大規模災害等特例の事情がある場合は、交付基準額自体を変更することは、困難であることから、必要と認められる経費のみ、予算の範囲内で交付基準額に関わらず交付することができる旨運用を改正する。また、当該執行時には交付基準額に関わらず交付する旨を明記して決裁を行うこととする。</p> <p>併せて、同様の事案が発生しないよう、運用改正について、補助対象機関あて事務研修を行い、周知・徹底することとした。</p>
宇佐商工会議所 (商工観光労働部 商工観光労働企画課)	平成30年10月19日	<p>指摘事項</p> <p>小規模事業経営支援事業費補助金について、指導事業費等は「交付基準額の範囲内で交付する。」と定められているにもかかわらず、県がこれを超えて補助金を交付している事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>適正な手続きにより予算措置を行い配分したが、運用を改正しないまま、交付基準額を超えて交付した。具体的には、交付基準額1,450,018円に対し、2,055,511円交付し605,493円が過大に交付されたもの</p> <p>今回の予算措置は、台風18号の被災事業者支援として、予定になかった支援業務や現地調査等を行ったことから、突発的に生じた大幅な経費増を補填することを目的としていた。</p> <p>しかし、年度末まで被災事業者支援対応が続く中、最終執行見込額の調整に時間を要し、交付基準額を超えて交付するための運用の改正まで手が回らず、改正することなく交付基準額を超えて交付してしまったことによる。</p> <p>今回の対応及び再発防止として、大規模災害等特例の事情がある場合は、交付基準額自体を変更することは、困難であることから、必要と認められる経費のみ、予算の範囲内で交付基準額に関わらず交付することができる旨運用を改正する。また、当該執行時には交付基準額に関わらず交付する旨を明記して決裁を行うこととする。</p> <p>併せて、同様の事案が発生しないよう、運用改正について、補助対象機関あて事務研修を行い、周知・徹底することとした。</p>
<p>公益社団法人大分県農業農村振興公社 (農林水産部農地活用・集落営農課)</p>	<p>平成30年10月2日から平成30年10月4日まで</p>	<p>指摘事項</p> <p>大分県農業次世代人材投資事業費補助金について、補助金返還の手続が長期間にわたりとられておらず、また、返還免除の手続に関し事務処理の遅滞があるなど事務執行に著しく適正を欠いている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>返還案件などについては県と公社における個別相談の中で対応してきたが、交付対象者が提出する就農状況報告の結果については公社から県への報告の仕組みがなかったことから、就農状況や返還案件に関する情報共有・リスク管理が不十分であった。</p> <p>また、交付対象者(平成31年3月現在317人)</p>

	<p>は、年2回の就農報告を行う義務があるが、公社は対象者と接する機会が少なく、振興局や市町村からの情報が主になっているため、対象者の状況把握が遅れる事があり、返還対象者が公社からの連絡を遮断した場合、返還に係る手続が困難となる。</p> <p>公社に対し、年2回の就農状況報告の提出状況や就農状況に関する報告を義務づけるほか、3ヶ月毎に定例会を開催し、対象者の就農状況等を確認し、必要に応じ現地フォローアップ会議を実施するなど、交付対象者の情報共有とフォローアップ体制を確立し、公社への指導監督を強化することとした。</p> <p>また、補助金返還及び返還免除に該当する案件については、遅滞なく事務手続を進めるよう指導を行うこととした。</p>
--	---

2 注意事項についての措置状況

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
公立大学法人大分 県立芸術文化短期 大学 (企画振興部政策 企画課)	平成30年12月5日から 平成30年12月7日 平成31年1月15日	<p>注意事項</p> <p>現金取扱事務において、書損した領収書及び控えを破棄している事例や、領収書受払簿の整備が適正になされていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>領収証数十枚を冊子として管理せずにクリップ留めにするなど、会計上の重要書類であることの認識が不足しており、枚数管理が不十分であった。また、領収書受払簿の記載漏れがあるなど、事務局内部における日々のチェック体制が充分でなかった。</p> <p>領収書及び控えについて、ステープル綴じして冊子として管理することとし、通し番号と併用することで、使用状況や書損分及び未使用分の状況を常に確認できるように改善を指導した。</p> <p>領収書受払簿について、県の様式を参考に改良を加え、担当者と出納責任者による二重のチェックを可視化して行う体制とすること</p>

とした。